

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムとは？

A：糖尿病が疑われる者等を対象として、ホテル、旅館等の宿泊施設や地元観光資源等を活用して保健師、管理栄養士、健康運動指導士等多職種で連携して提供する新たな保健指導プログラムとなります。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Qプログラム管理者に求められる役割について

A：本事業において、一事業者が複数回の宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムを実施することも想定されています（例：2泊3日のプログラムを3回実施など）。各回の指導は保健指導実施者が行いますが、事業全体を通じたプログラム管理を行うことによってPDCAサイクルを回し、より効果的な事業を行うことを目的に、宿泊地に同行するプログラム管理者を置くこととしています。

プログラム管理者は、プログラム実施場所で、プログラムの評価を行い、必要に応じて適切にプログラム内容を修正し、実施内容に関するトラブル等に対応することが可能な十分な経験を有する保健指導実施者（医師、保健師、管理栄養士）が行うこととしています。

プログラム管理者は、運営責任者を通じて厚生労働省への報告が必要な、プログラムの評価等について責任をもつ立場にあります。プログラム管理者と運営責任者は同一者でないことが望ましく、プログラム管理者が複数の場合は、相互に連携できる体制を構築して下さい。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q宿泊型新保健指導試行事業 保健指導プログラム PDCAについて

A：本事業を通じて、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムを試行し、効果検証を行い、検証結果を用いてプログラムの改訂等を行います。

そのためには、プログラム改訂に向けたPDCAサイクルを、プログラム管理者が責任者となり、回していただくこととなります。

具体的には、事業計画時に研究班への事前相談、及び事前研修を受け、計画を策定します。（Plan）

計画に従ってプログラムを実施します。（Do）

プログラム事業評価シート※を用いて、定期的に研究班へ報告しプログラムの評価を行います。（Check）

評価を踏まえ、プログラムの改善点を検討します。（Action）

改善点を反映させた、プログラムを策定します。（Plan）

※プログラム事業評価シート：様式は別途お示しします。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q事業の評価、修正について

A：厚生労働省では、本事業において、宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムの試行を通じて、効果検証を行い、検証結果を用いてプログラムの改訂等を行うこととしています。

そのために、プログラム管理者がプログラム事業評価シート※に記載する項目について、実施したプログラムの経過を評価し、運営責任者が定期的に研究班へ報告することを求めています。研究班では各プログラムの評価を踏まえ、事業の進捗状況を管理し、今後のプログラムの改善点を検討します。

※プログラム事業評価シート：様式は別途お示しします。

また、プログラム管理者は、プログラムの実施中に問題があると判断した際には、必要に応じて適切にプログラム内容を修正して対応することが求められます。プログラム内容に変更が生じた際には、遅滞なく研究班及び厚生労働省へ報告することとしています。

宿泊型新保健指導試行事業 Q&A集

Q：宿泊型新保健指導（スマート・ライフ・ステイ）プログラムの実施における留意事項

A：食事、運動等、多くの専門職が関わるプログラムであるため、多職種間の連携が重要となります。

プログラム管理者※が宿泊地に同行し多職種の連携を図りながら、参加者に保健指導プログラムを提供することが必要です。

※プログラムの実施場所で、プログラムの評価を行い、必要に応じて適切にプログラム内容を修正し、実施内容に関するトラブル等に対応することが可能な十分な経験を有する保健指導実施者（医師、保健師、管理栄養士等）の統括者